

令和8年度 鶴岡市立鶴岡第二中学校

いじめ防止基本方針(概要版)

本資料は、鶴岡市立鶴岡第二中学校におけるいじめ防止のための基本的な考え方と、具体的な取り組み、および相談体制をまとめたものです。学校・家庭・地域が一体となり、生徒が安心・安全に活動できる環境づくりを目指します。

1. いじめに対する基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット経由を含む)であり、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。判断は表面的・形式的に行わず、いじめられた生徒の立場に立って行われます。

基本姿勢

- **未然防止:** 「授業が面白い」「仲間との関わりが楽しい」と思える学校、生徒と教職員の信頼関係が構築された、安心・安全な学校風土を創り上げます。
- **早期発見:** 「いじめはどの生徒にも起こりうる」という認識の下、教職員は「いじめはある」という目で観察し、ささいな兆候を見逃さず組織的に対応します。
- **毅然とした対処:** いじめを発見した際は、特定の教職員が抱え込まず組織的に対応し、被害生徒を守り通します。加害生徒に対しては、人格の成長に主眼を置いた粘り強い指導を行います。

2. いじめ防止と生徒の育成

生徒の自己有用感・自己肯定感を高め、互いを認め合える人間関係を育むための取り組みを推進します。

- **社会性の育成:** 道徳、人権教育、体験活動を通じ、他者の気持ちを共感的に理解する豊かな情操を養います。
- **生徒の主体的活動:** 生徒会を中心に、生徒自らがいじめ防止を訴える取り組みを展開します(スローガン:『氣〜きづきで広がる思いやり〜』)。
- **ネットいじめ対策:** SNS等の危険性を周知し、家庭でのルール作りを推奨するとともに、不適切な書き込みへの削除要請や警察との連携体制を整えます。

3. いじめ発見時の組織的対応

いじめが疑われる場合、以下の経路で迅速に情報を共有し、対応を決定します。

【報告経路】 発見者 ⇒ 担任・学年主任 ⇒ 生徒指導主事 ⇒ 教頭 ⇒ 校長

指導・支援のポイント

対象	対応の内容
被害生徒	「あなたが悪いのではない」と伝え、安全を確保。秘密を守り、継続的に見守る。
加害生徒	責任を自覚させ、毅然と指導。背景にある問題にも目を向け、保護者の協力を仰ぐ。
周りの生徒	「いじめを止める勇気・知らせる勇気」を持つよう指導。同調もいじめ加担とみなす。

4. 早期発見のための相談体制

定期的な調査に加え、生徒や保護者が相談しやすい環境を整備しています。

- 定期調査: アンケート調査(年5回)、QUテスト(年2回)、生活記録の点検。
- 教育相談: 定期的な教育相談(5月・11月)、チャンス相談や呼び出し相談の随時実施。
- 校内相談窓口: 学級担任、養護教諭(保健室)、スクールカウンセラー。

校外の主な相談窓口

学校以外でも、以下の窓口で相談を受け付けています。

相談窓口名	電話番号	受付時間
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間・毎日
鶴岡警察署ヤングテレホン	23-4970	24時間・毎日
子どもの人権110番	0120-007-110	8:30～17:15(月～金)
鶴岡市教育相談センター	23-9351	9:00～16:00(月～金)

5. 重大事態への対処

生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(年間30日以上欠席を含む)は「重大事態」として扱い、鶴岡市教育委員会を通じて市長へ報告し、速やかに事実関係の調査を実施します。学校は不都合な事実も隠さず向き合い、再発防止に努めます。